

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次ページ

規 則

○行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則………(法制文書課) 1

規 則

行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成17年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第8号

行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則(平成16年北海道規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式及び別記第6号様式中

「 教 示

この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。

を

「 教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に改める。

(退職手当の返納に関する規則の一部改正)

第2条 退職手当の返納に関する規則(平成5年北海道規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。」を削り、同様に教示として次のように加える。

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。

2 1の不服申立てに対する決定(裁決)についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。

3 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日(上記による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、 となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決(処分又は裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決(処分又は裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(退職手当の支給の一時差止処分に関する規則の一部改正)

第3条 退職手当の支給の一時差止処分に関する規則(平成9年北海道規則第134号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「 なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に北海道知事に対し不服申立てをすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に北海道知事に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。

を

「 教 示

1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に北海道知事に対し不服申立てをすることができます(この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に北海道知事に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。)

2 1の不服申立てに対する決定(裁決)についてさらに不服があるときは、当該不服

申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。

- 3 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

（北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部改正）

第4条 北海道情報公開条例の施行に関する規則（平成10年北海道規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この処分に関係がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第5号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをす

ることができます。

- 2 この処分に関係がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第6号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この処分に関係がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第7号様式中「平成」を削り、

「この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この処分に関係がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴え

を提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第10号様式中「この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。」を削り、

「

6	備	考
---	---	---

」

を

「

6	備	考
---	---	---

」

- 1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

（北海道税条例施行規則の一部改正）

第5条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を

加える。

- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による異議申立て（審査請求）をしたときは、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第2号様式の3末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第2号様式の4末尾欄外注意の事項中「地方税法第19条の4第1号に規定する期限」を「差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日」に改め、同事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対す

る決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であっても、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日の後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第2号様式の4の2（1葉）（表）注意2の事項中「この告知」を「この処分」に改め、同注意に次の2事項を加える。

3 この処分について不服がある場合には、2の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

4 この処分については、2の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第2号様式の5末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第2号様式の6末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の

取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第3号様式末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（判決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（判決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（判決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（判決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第3号様式の2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（判決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（判決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（判決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（判決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第3号様式の3末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（判決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（判決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（判決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（判決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の2その1末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、

札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の2その2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の2その3末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け

取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の2その4末尾欄外に注意の事項として次のように加える。

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の2その5末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2

事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の4その1末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても

決定（裁決）がないとき。

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の4その2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の7末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起すること

ができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第5号様式末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第5号様式の2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することがで

きなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第5号様式の4末尾欄外注意の事項に次の2事項を加える。

4 この処分について不服がある場合には、3の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

5 この処分については、3の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第6号様式その1中「注意 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）」を「裏面の注意事項をお読みください。」に改め、同様式その1を同様式その1（表）とし、同（表）の次に同様式その1（裏）として次

のように加える。

(裏)

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第6号様式その2中「注意 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）」を「裏面の注意事項をお読みください。」に改め、同様式その2を同様式その2（表）とし、同（表）の次に同様式その2（裏）として次のように加える。

(裏)

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日

から起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第6号様式の5末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができ

ます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第13号様式末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

- 2 1の異議申立てに対する決定についてさらに不服がある場合には、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に審査請求をすることができます。
- 3 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による異議申立て又は2による審査請求をしたときは、当該異議申立て又は審査請求に対する決定書又は裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は異議申立てに対する決定書若しくは審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第14号様式その1（裏）注意4の事項中「賦課」を「処分」に改め、同注意に次の2事項を加える。

- 5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必

要があるとき。

- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その2（裏）注意4の事項中「賦課」を「処分」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意に次の2事項を加える。

- 5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その3（裏）注意4の事項中「賦課」を「処分」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意に次の2事項を加える。

- 5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その4(裏)注意4の事項中「賦課」を「処分」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その5(裏)注意4の事項中「賦課」を「処分」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その6(裏)注意4の事項中「賦課」を「処分」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その7(裏)注意4の事項中「賦課」を「処分」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その8(裏)注意4の事項中「賦課」を「処分」に改め、同注意に次の2

事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その9注意4の事項中「賦課」を「処分」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その11(裏)注意4の事項中「賦課」を「処分」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その12(裏)注意4の事項中「賦課」を「処分」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式その13注意4の事項中「賦課」を「処分」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の異議申立てに対する決定書を受け取

た日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の異議申立ての決定を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式の2その1（裏）注意4の事項中「督促状」を「処分」に、「地方税法第19条の4第1号に規定する期限」を「差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁判）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁判）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の異議申立て（審査請求）の決定（裁判）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であっても、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日の後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁判）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定（裁判）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式の2その2（裏）注意4の事項中「督促状」を「処分」に、「地方税法第19条の4第1号に規定する期限」を「差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁判）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁判）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の異議申立て（審査請求）の決定（裁判）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であっても、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日の後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁判）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁判）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式の2その3（裏）注意4の事項中「督促状」を「処分」に、「地方税法第19条の4第1号に規定する期限」を「差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁判書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁判書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であっても、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日の後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式の2その4（裏）注意4の事項中「督促状」を「処分」に、「地方税法第19条の4第1号に規定する期限」を「差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であっても、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日の後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（判決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（判決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（判決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（判決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の4末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（判決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（判決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（判決）がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の5その1末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の5その2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方

税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の6末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の7末尾欄外注意の事項中「地方税法第19条の4第2号に規定する期限」を「この差押財産の公売期日等」に改め、同事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判

所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であっても、この差押財産の公売期日等を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の9末尾欄外注意の事項に次の2事項を加える。

6 この処分について不服がある場合には、5の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

7 この処分については、5の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の10末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の15末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の16末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の3事項を加える。

- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。
- 3 この処分について不服がある場合には、2の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 この処分については、2の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の16末尾欄外摘要の事項を同摘要1の事項とし、同摘要に次の1事項を加える。

- 2 差押財産の使用等を許可する場合は、注意の2から4までの事項を消して使用すること。

別記第35号様式の17末尾欄外摘要の事項の前に次のように加える。

注意 1 この処分について不服がある場合には、この請求書を受け取った日の翌日か

ら起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の18末尾欄外摘要の事項の前に次のように加える。

注意 1 この処分について不服がある場合には、この予告書を受け取った日の翌日か

ら起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後

でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の22末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の25末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判

所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の26の2末尾欄外注意の事項を削る。

別記第35号様式の27末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の29末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の36末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の38末尾欄外注意の事項中「地方税法第19条の4第3号に規定する期限」を「換価財産の買受代金の納付の期限」に改め、同事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であっても、換価財産の買受代金の納付の期限を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の38末尾欄外摘要の事項を同摘要1の事項とし、同摘要に次の1事項を加える。

2 公売財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等以外の場合は、注意1中「又は換価財産の買受代金の納付の期限のうちいずれか早い方の期限まで」及び注意3ただし書を消して使用すること。

別記第35号様式の39末尾欄外注意の事項中「地方税法第19条の4第3号に規定する期限」を「換価財産の買受代金の納付の期限」に改め、同事項を同注意1の事項とし、同注

意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であっても、換価財産の買受代金の納付の期限を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の39末尾欄外摘要の事項に次の1事項を加える。

4 公売財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等以外の場合は、注意1中「又は換価財産の買受代金の納付の期限のうちいずれか早い方の期限まで」及び注意3ただし書を消して使用すること。

別記第35号様式の45末尾欄外摘要の事項の前に次のように加える。

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）

書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の48末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の49末尾欄外注意の事項に次の3事項を加える。

4 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日か

ら起算して60日以内に知事に異議申立て（審査請求）をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

5 この処分について不服がある場合には、4の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の49末尾欄外注意の事項の次に摘要の事項として次のように加える。

摘要 申出を認める場合は、注意の4から6までの事項を消して使用すること。

別記第35号様式の51末尾欄外注意1の事項中「地方税法第19条の4第4号に規定する期限」を「換価代金等の交付期日」に改め、同注意2の事項を同注意4の事項とし、同注意1の事項の次に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後

でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であっても、換価代金等の交付期日を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第35号様式の51の2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（裁決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第48号様式の2（裏）注意4の事項中「更正又は決定」を「処分」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北

海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第48号様式の3その1末尾欄外注意の事項及び摘要の事項を削り、同様式末尾欄外に次のように加える。

裏面の注意事項をお読みください。

別記第48号様式の3その1を同様式その1(表)とし、同様式その1(裏)として次のように加える。

(裏)

- 注意 1 重加算金の「算定の基礎税額」欄の金額は、差引納入すべき税額のうち、課税標準額の算定の基礎となるべき事実について隠ぺいし、又は仮装した部分に係るものです。
- 2 納入期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
- 3 納めるときは、不足税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に、その申告納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(この告知書による納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額

を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

5 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます(審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。))。

6 この処分について不服がある場合には、5の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

7 この処分については、5の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第48号様式の3その2末尾欄外注意の事項を削り、同様式末尾欄外に次のように加える。

裏面の注意事項をお読みください。

別記第48号様式の3その2を同様式その2(表)とし、同様式その1(裏)として次のように加える。

(裏)

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます(審査請求を

する場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第49号様式の2その1末尾欄外注意の事項に次の2事項を加える。

3 この処分について不服がある場合には、2の審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

4 この処分については、2の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第49号様式の2その2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第49号様式の3末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第49号様式の4末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を

加える。

- 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第56号様式末尾欄外に次のように加える。

裏面の注意事項をお読みください。

別記第56号様式を同様式(表)とし、同様式(裏)として次のように加える。

(裏)

- 注意
- 1 既に納めた方には、表記の「減額する額」を別途送付する支払通知書により還付します。ただし、他に未納の税があるときは、その税に充当します。
 - 2 未納の方は、表記の「変更後の額」を納めてください。
 - 3 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。
 - 4 この処分について不服がある場合には、3の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経

過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 5 この処分については、3の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第57号様式の2の2末尾欄外注意4の事項中「更正又は決定」を「処分」に改め、同注意に次の2事項を加える。

- 5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第57号様式の3末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起するこ

とができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第57号様式の3の2その1末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第58号様式の2の5その1末尾欄外注意4の事項中「更正又は決定」を「処分」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第58号様式の2の5その2末尾欄外注意の事項中「決定」を「処分」に改め、同事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこ

の処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第60号様式末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第60号様式の3末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第62号様式(裏)注意4の事項中「更正又は決定」を「処分」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った

日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第62号様式の2の2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第62号様式の2の4末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第62号様式の3その1末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1

事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第63号様式の4末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第65号様式末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第66号様式の4その1末尾欄外注意4の事項中「更正又は決定」を「処分」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第66号様式の4その2末尾欄外注意4の事項中「更正又は決定」を「処分」に改め、同注意に次の2事項を加える。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急

急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第66号様式の4その3末尾欄外注意の事項中「決定」を「処分」に改め、同事項と同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式その1末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取

った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式その2末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式その3末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表す

る者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立ての決定を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式その4末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の2事項を加える。

2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定（判決）書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定（判決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の異議申立て（審査請求）の決定（判決）を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に対する決定（判決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（判決）がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定（判決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（北海道核燃料税条例施行規則の一部改正）

第7条 北海道核燃料税条例施行規則（平成15年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

「 教 示 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。」 「 教 示 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、に改 北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 める。 別記第4号様式(裏)中 「 教 示 この更正、決定又は加算金決定について、不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。」 「 教 示 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。 2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 この処分については、1の異議申立ての決定を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。	(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」 める。 （北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部改正） 第8条 北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則（平成15年北海道規則第125号）の一部を次のように改正する。 別記第4号様式中 「 教 示 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。」 を 「 教 示 1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。 2 1の異議申立てに対する決定についてさらに不服がある場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に審査請求をすることができます。 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による異議申立て又は2による審査請求をしたときは、当該異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 に改める。 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正） 第9条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。 別記第4号様式の5付記2の事項を同付記3の事項とし、同付記1の事項の次に次の1事項を加える。 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代
---	--

表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分に関する事務を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第13号様式中

「教 示
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。」

を

「教 示
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。
2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分に関する事務を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第10条 食品衛生法施行細則（昭和24年北海道規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10号の4中

「を

注意 この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、60日以内に北海道知事に審査請求をすることができます。

」

「を

注意 1 この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、60日以内に北海道知事に審査請求をすることができます。

」

2 この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はに改地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第11条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

「教 示
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。」

を

「教 示
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。
2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による審査請求（異議申立て）をしたときは、当該審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はに改める。地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決（決定）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第4号様式中

「教 示
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から

起算して60日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。」 を 「教 示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求（異議申立て）をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による審査請求（異議申立て）をしたときは、当該審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決（決定）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 に改める。 別記第13号様式中 「教 示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。」 を 「教 示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 に改める。 （麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正） 第12条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和28年北海道規則第124号）の一部を次のように改正する。 別記第11号様式末尾欄外注の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。	2 この処分について不服があるときは、通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 （身体障害者福祉法施行細則の一部改正） 第13条 身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。 別記第12号様式中 「教 示 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異議申立てをすることができます。」 「教 示 1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異議申立てをすることができます。 2 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 に改める。 （生活保護法施行細則の一部改正） 第14条 生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。 別記第25号様式その1中（備考）(2)の事項を同（備考）(5)の事項とし、同（備考）(1)の事項の次に次の3事項を加える。 (2) (1)の審査請求に対する裁決についてさらに不服がある場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。 (3) この決定について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する裁決があったことを知った日（(2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対
--	---

する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (4) この決定については、(1)の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第25号様式その2中（備考）(2)の事項を同（備考）(5)の事項とし、同（備考）(1)の事項の次に次の3事項を加える。

- (2) (1)の審査請求に対する判決についてさらに不服がある場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。
- (3) この決定について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する判決があったことを知った日（(2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (4) この決定については、(1)の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊

急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第25号様式その3（備考）の事項を同（備考）1の事項とし、同（備考）に次の3事項を加える。

- 2 1の審査請求に対する判決についてさらに不服がある場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。

- 3 この決定について不服がある場合には、1による審査請求に対する判決があったことを知った日（2による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 4 この決定については、1の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（生活保護法第69条）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第25号様式その4中「なお、この決定について不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。」を削り、

「2 この通知が申請書受理後14日を経過したときはその事由を

「2 この通知が申請書受理後14日を経過したときはその事由

（備考）

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。
- 2 1の審査請求に対する判決についてさらに不服がある場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。
- 3 この決定について不服がある場合には、1による審査請求に対する判決があったことを知った日（2

による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

4 この決定については、1の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(生活保護法第69条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。

(北海道入植者、増反者等の選定又は認定に関する規則の一部改正)

第15条 北海道入植者、増反者等の選定又は認定に関する規則(昭和28年北海道規則第32号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

「この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に対し審査請求をすることができます。」を

「1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に対し審査請求をすることができます。

2 この処分に不服があるときは、1の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(農地法第85条の2第1項)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求を受理した日の翌日から起算して90日を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。

(北海道漁港管理条例施行規則の一部改正)

第16条 北海道漁港管理条例施行規則(昭和32年北海道規則第64号)の一部を次のように改正する。

別記第9号様式中

「 教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に審査請求をすることができます。」

を

「 教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第17条 宅地建物取引業法施行細則(昭和28年北海道規則第78号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中

「 教 示

この処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。」

「 教 示

1 この処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日(1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定が

あったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記第6号様式中

「教示
この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算してを60日以内に知事に異議申立てをすることができます。」

「教示
1 この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。
2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、に北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記第7号様式中

「教示
この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算してを60日以内に知事に異議申立てをすることができます。」

「教示
1 この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。
2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、に北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。